

岩手県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人啓愛会	奥州市水沢羽田町駅前二丁目87番地	宝陽病院通所リハビリテーション事業所	花巻市石鳥谷町新堀第15地割23番地	令和6年7月1日